

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方交付税の後年度精算の仕組みと現状 － 4兆円台に上る要精算額－
著者 / 所属	野内 修太 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	456号
刊行日	2023-4-28
頁	65-76
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230428.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

地方交付税の後年度精算の仕組みと現状

— 4兆円台に上る要精算額 —

野内 修太

(総務委員会調査室)

《要旨》

国の補正予算における国税収入の減額に伴い、地方交付税のいわゆる国税5税の法定率分が減少する際、国の一般会計から一旦同額を加算することで地方交付税を補填することが近年の例となっている。そして、その補填額のうち地方負担分については、後年度の地方交付税総額から減額する形で、国に対する精算が行われている。また、国の決算において国税5税の法定率分が、補正後予算額よりも減少した場合も、後年度において精算が行われる。

これまでに要精算額が累積した結果、令和5年度以降の要精算額は4兆円台に上る。臨時財政対策債や交付税特別会計借入金の高と比較すれば規模は小さいが、後年度における地方財政の制約となっている。そもそも地方交付税の後年度精算が発生しないよう、税収見積りの精度向上が求められるほか、後年度の安定的な地方交付税総額確保の観点からは、可能な限り後年度精算を早期に解消していくことが望まれる。

1. はじめに

地方交付税法(昭和25年法律第211号)の附則第4条及び附則第4条の2の規定の一部に、過去の国税減額補正精算や国税決算精算繰延べに起因する、地方交付税の精算額が規定されている。これらにより、毎年度の地方交付税が数千億円規模で減額されるため、その分後年度の地方財政の自由度が制約されることとなる。しかし、この後年度精算が生じる仕組みや、現在の要精算額に至る経緯は、必ずしも十分に知られていないと思われる。

そこで本稿では、国の補正予算に伴う地方交付税法改正等の国会論議を踏まえつつ、まず地方交付税の後年度精算が生じる仕組みについて、地方交付税法の本則と法改正による実際の対応を比較しながら述べた上で、令和5年度以降における要精算額が4兆円台に上っている現状について、その経緯も含めて詳細に整理する。そして、地方交付税の後年度精算に関連した地方財政上の課題についても触れることとしたい。

2. 地方交付税の後年度精算が発生する仕組み

(1) 国税減額補正に伴って後年度精算が発生する仕組み

ア 国税減額補正が生じた場合の地方交付税法上の規定

地方交付税法第6条第1項は、国税5税の一定割合¹（いわゆる法定率）をもって地方交付税とする旨が定められている。したがって、国の補正予算により国税5税の税収が減額となれば、地方交付税も減額となる。

地方交付税法第10条第2項では、各地方団体に対して交付すべき普通交付税²の額は、当該地方団体の基準財政需要額³が基準財政収入額⁴を超える額（財源不足額）とされているが、同項ただし書きの規定により、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、その差額を各地方団体の基準財政需要額で案分して減額することとなる⁵。そして、既に決定した各地方団体の普通交付税の額を変更する必要がある場合、同条第3項ただし書きの規定によって普通交付税の額を変更（再算定）し、減額できることとされている。

さらに、既交付額が再算定後の交付すべき額を超過する場合は、同法第16条第3項の規定により、当該超過額を国に還付することとされている⁶。

イ 国の補正予算に伴う地方交付税法改正による実際の対応

実際は、地方団体が地方交付税の過交付額を国に還付する本則どおりの対応は、少なくとも近年は行われておらず、国の補正予算に伴う地方交付税法の改正により、地方交付税の減額分を国の一般会計からの加算で補填し、当該年度の地方交付税を確保することが近年の例となっている⁷。国税税収の補正が行われる年度後半においては、普通交付税の算定が終わり、地方団体への現金交付が進んでおり⁸、「法をそのまま当てはめて減額をすると混乱を及ぼすため、国として補正で対応する」旨を総務省は説明している⁹。

そして、一般会計から加算した額のうち地方負担分は、いわば国が地方の財源不足分を一旦肩代わりしている状態となっているため、地方負担分を複数年度に分割し、後年度の地方交付税総額から減額して精算することが近年の例となっている。

¹ 所得税及び法人税収入額のそれぞれ33.1%、酒税収入額の50%、消費税収入額の19.5%並びに地方法人税収入額の100%。

² 地方交付税総額の94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税（地方交付税法第6条の2）。

³ 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、「単位費用×測定単位×補正係数」で算出される。

⁴ 普通交付税の算定に用いるもので、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、「標準的な地方税収入の75%+地方譲与税等」で算出される。

⁵ 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額＝当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体の基準財政需要額の合算額）

⁶ 第190回国会衆議院総務委員会議録第1号3～4頁（平28.1.13）

⁷ 平成以降の各年度において、国税の減額補正に伴って地方交付税が減額されたことはない旨、総務省は説明している（第190回国会衆議院総務委員会議録第1号4頁（平28.1.13））。

⁸ 当該年度において交付すべき普通交付税の額は、遅くとも毎年8月31日までに決定しなければならないこととされている（地方交付税法第10条第3項）。また、地方交付税の交付時期は、普通交付税については4月、6月、9月及び11月、特別交付税は12月及び3月とされている（同法第16条第1項）。

⁹ 第193回国会衆議院総務委員会議録第1号11頁（平29.1.27）

（２）国税決算における法定率分の減少に伴って後年度精算が発生する仕組み

地方交付税法第6条第2項において、毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度の国税5税の法定率分に、「当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額」と規定されている。

国税決算における法定率分の減少は、本規定により、その額を翌年度以降の地方交付税から減額して精算する必要が生じる。この減額精算については、翌々年度の地方財政対策において対応を決定することが通例となっているが、当該年度の地方交付税総額を確保するため必要がある場合には、精算を更に後年度に繰り延べることもあるとされている¹⁰。

3. 過去の国の補正予算及び決算に伴う要精算額の現状

（１）地方交付税法附則の規定

先に紹介した国税減額補正精算及び国税決算精算繰延べに係る後年度減額について、地方交付税法上の規定をまず確認したい。地方交付税法附則第4条（令和5年法律第2号による改正後。以下、本稿において特に断りのない場合は同じ。）は、当該年度分の地方交付税の総額の特例を定めており、例えば令和5年度分については、同条第1項第6号で過去の国税減額補正精算として2,460億7,708万2千円¹¹、同第7号で国税減額補正精算の前倒し分として4,922億円、同条第2項で国税決算精算繰延べに係る精算として449億172万円の減額が規定されている。

そして、地方交付税法附則第4条の2第4項においては、当該年度の翌年度以降における国税減額補正精算に伴う各年度の精算額が規定されている（図表1）。

図表1 国税減額補正精算の規定（令和6年度以降）

…当該各年度における交付税の総額は、
令和6年度から令和8年度までの各年度にあつては…（中略）…2,460億7,708万2千円を、
令和9年度にあつては…（中略）…2,616億827万6千円を、
令和10年度にあつては…（中略）…1,995億8,912万2千円を、
令和11年度及び令和12年度にあつては…（中略）…1,633億4,058万2千円を、
令和13年度及び令和14年度にあつては…（中略）…675億8,912万3千円を、
令和15年度から令和18年度までの各年度にあつては…（中略）…672億8,912万3千円を、
令和19年度から令和26年度までの各年度にあつては…（中略）…922億2,094万1千円を
それぞれ減額した額とする。

（出所）地方交付税法附則第4条の2第4項の条文より作成

¹⁰ 第204回国会衆議院総務委員会議録第1号12頁（令3.1.25）

¹¹ 平成20年度第2次補正予算関連の地方交付税法改正に係る精算分827億3,650万円、平成21年度第2次補正予算関連の地方交付税法改正に係る精算分983億8,250万円、令和元年度補正予算関連の地方交付税法改正に係る精算分649億5,808万2千円の合算額（後述の3.（2）ア、イ、エ及び3.（4）図表7参照）。

また、国税決算精算繰延べに係る後年度減額については、地方交付税法附則第4条の2第5項に、同様に各年度の精算額が規定されている（図表2）。

図表2 国税決算精算繰延べに係る後年度減額の規定（令和6年度以降）

令和6年度から令和18年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第6条第2項の規定による額の算定については、…（中略）…
令和6年度から令和8年度までの各年度にあつては…（中略）… <u>449億172万円</u> を、
令和9年度から令和17年度までの各年度にあつては…（中略）… <u>481億1,087万8千円</u> を、
令和18年度にあつては…（中略）… <u>481億1,088万円</u> をそれぞれ減額する。

（出所）地方交付税法附則第4条の2第5項の条文より作成

（2）国税5税の減額補正に伴う地方交付税法上の具体的な対応

先述のように、国税5税の減額補正に伴う地方交付税の減額への対応として、一般会計から加算して補填した分は、国負担分と地方負担分に分けて整理され、地方負担分について後年度の地方交付税総額から減額して精算することが求められている。そこで、まずは国と地方の負担割合を定める考え方を整理したい。

国と地方の負担割合は、「財政当局とも協議していくこととなるが、基本的には当初予算における国と地方の負担のルール（いわゆる折半ルール）¹²に基づき検討する」旨を総務省は説明している¹³。すなわち、年度当初における地方交付税総額が、国税の減額補正による減少後の額であると仮定し、折半ルールに準じて国負担分と地方負担分を整理している。この考え方を平成20年度以降の例に当てはめると、以下のとおりとなる。

- ①年度当初段階で既に折半対象財源不足が生じている場合、折半ルールに準じて、国及び地方が各々2分の1ずつ負担する（平成21年度第2次補正予算及び平成28年度第3次補正予算）¹⁴。
- ②年度当初段階では折半対象財源不足が生じていないが、年度当初における地方交付税総額が国税の減額補正による減少後の額であったとすれば折半対象財源不足が生じる場合、まず折半財源対象不足が生ずるまで（いわゆる隙間分）を全額地方負担とした上で、それを控除した残額を折半ルールに準じて、国及び地方が各々2分の1ずつ負担する（平成20年度第2次補正予算及び令和2年度第3次補正予算）¹⁵。
- ③年度当初段階では折半対象財源不足が生じておらず、年度当初における地方交付税総

¹² 地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分）などを除いた残余の財源不足額（折半対象財源不足額）は、国と地方が折半して補填することとされている。具体的には、国は折半対象財源不足額の2分の1を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）することにより地方交付税を増額し、残り2分の1は地方が特例地方債（臨時財政対策債）を発行することにより補填する。

¹³ 第201回国会衆議院総務委員会議録第1号8頁（令2.1.28）

¹⁴ 第193回国会参議院総務委員会議録第1号11頁（平29.1.31）

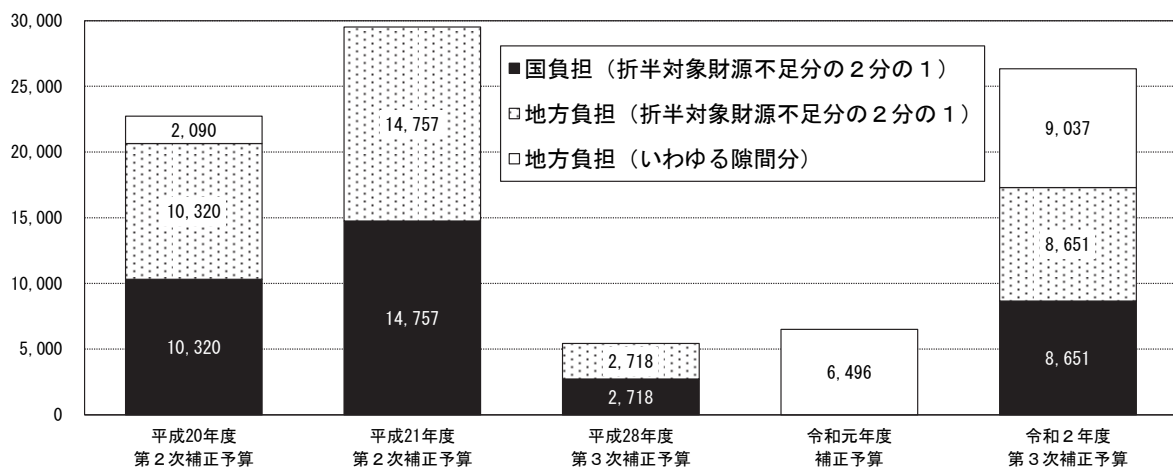
¹⁵ 第171回国会参議院総務委員会議録第3号6頁（平21.2.12）及び第204回国会参議院総務委員会議録第2号7頁（令3.1.28）

額が国税の減額補正による減少後の額であったとしても折半対象財源不足が生じない場合、全額地方が負担する（令和元年度補正予算）¹⁶。

なお、国税収入の過大見積りの責任が国にある以上、当該一般会計負担分について、地方に負担を求めることの妥当性が議論となることがあるが、政府は「国税の減額補正があったということのみをもって、全額を国負担として一般会計からの加算を求めることにはならない」としている¹⁷。

図表3は、先の①～③で整理した平成20年度以降における年度途中の法定率分の減少に伴う、各年度の国負担分及び地方負担分の額をまとめた表である。以下ア～オでは、各年度の地方負担分をどのように後年度に分割して精算を行うこととされたか、精算予定の変更の経緯も含めて整理する。

図表3 国税5税の法定率分の補填に係る国・地方の負担割合（単位：億円）



（出所）各年度の総務・財務両大臣覚書¹⁸より作成

ア 平成20年度第2次補正予算における国税の減額補正への対応

平成20年度第2次補正予算に係る地方交付税の減少2兆2,730億9,500万円については、同補正予算関連の地方交付税法改正（平成21年法律第1号）において、その全額を国の一般会計から加算して補填することとされた。そして、同減少額のうち1兆2,410億4,750万円が地方負担分とされ、平成23年度から平成27年度までの5年間における各年度の地方交付税の総額から、それぞれ2,482億950万円を減額して精算することとされた。

その後、平成22年度当初予算関連の地方交付税法改正（平成22年法律第5号）において精算を後年度に先送りする形での変更がなされ、平成24年度から令和8年度までの15年間における各年度の地方交付税の総額から、それぞれ827億3,650万円ずつを減額することとされた（図表4）。

¹⁶ 第201回国会参議院総務委員会会議録第1号4頁（令2.1.30）

¹⁷ 第193回国会参議院総務委員会会議録第1号11頁（平29.1.31）

¹⁸ 毎年度の地方財政対策の策定等に先立ち、総務・財務両大臣の間で取り交わされる覚書をいう（以下同じ）。

図表 4 平成22年度当初改正による後年度精算の変更（単位：億円）

	平 23	24～27	28～令 8
改正前	2,482.095	2,482.095	-
改正後	-	827.365	827.365

（出所）平成22年度当初予算関連の地方交付税法改正の条文等より作成

イ 平成21年度第2次補正予算における国税の減額補正への対応

平成21年度第2次補正予算に係る地方交付税の減少2兆9,514億7,500万円については、同補正予算関連の地方交付税法改正（平成22年法律第1号）において、その全額を国の一般会計から加算して補填することとされた。そして、同減少額の2分の1である1兆4,757億3,750万円が地方負担分とされ、平成28年度から令和12年度までの15年間における各年度の地方交付税の総額から、それぞれ983億8,250万円を減額して精算することとされた。

ウ 平成28年度第3次補正予算における国税の減額補正への対応（精算済）

平成28年度第3次補正予算に係る地方交付税の減少5,436億5,400万円については、同補正予算関連の地方交付税法改正（平成29年法律第1号）において、その全額を国の一般会計から加算して補填することとされた。そして、同減少額の2分の1である2,718億2,700万円が地方負担分とされ、平成29年度から令和3年度までの5年間における各年度の地方交付税の総額から、それぞれ543億6,540万円を減額して精算することとされ、既に精算が終了している。

エ 令和元年度補正予算における国税の減額補正への対応

令和元年度補正予算に係る地方交付税の減少6,495億8,082万円¹⁹については、同補正予算関連の地方交付税法改正（令和2年法律第1号）において、その全額を国の一般会計から加算して補填することとされた。そして、その全額が地方負担分とされ、令和3年度から令和12年度までの10年間における各年度の地方交付税の総額から、それぞれ649億5,808万2千円を減額して精算することとされた。

オ 令和2年度第3次補正予算における国税の減額補正への対応

令和2年度第3次補正予算に係る地方交付税の減少2兆6,339億3,700万円については、同補正予算関連の地方交付税法改正（令和3年法律第3号）において、その全額を国の一般会計から加算して補填することとされた。そして、同減少額のうち1兆7,688億1,850万円が地方負担分とされ、令和9年度から令和25年度までの17年間における各年度の地方交付税の総額からそれぞれ982億6,769万4千円、令和26年度の地方交付税の総額から982億6,770万2千円を減額して精算することとされた。

その後、令和5年度当初予算関連の地方交付税法改正（令和5年法律第2号）により、同年度に4,922億円の精算が前倒しされ、図表5のように令和10年度以降の精算額が縮減された。

¹⁹ 令和元年度補正予算における法定率分の減少分（7,651億4,300万円）から、平成30年度決算における法定率分の増加分（1,155億6,218万円の増額）を控除した額。

図表5 令和5年度当初改正による後年度精算の前倒し（単位：億円）

	令5	9	10	11~12	13~14	15~18	19~25	26
改正前	-	982.67694						982.67702
改正後	4,922.00000	982.67694	362.48540	-	675.89123	672.89123	922.20941	

（出所）総務・財務両大臣覚書（令和2年12月17日及び令和4年12月21日）より作成

（3）国税決算精算繰延べに係る後年度減額

現行の地方交付税法附則に規定されている国税決算精算繰延べに係る後年度減額は、平成28年度国税決算及び令和元年度国税決算における国税5税の法定率分の減少に起因している。以下、両年度の経緯について整理する。

ア 平成28年度国税決算精算繰延べに係る後年度減額

平成28年度の国税決算における国税5税の法定率分が減少したことに伴う精算額2,245億860万円については、平成30年度当初予算関連の地方交付税法改正（平成30年法律第4号）により、令和4年度から令和8年度までの5年間の各年度において、地方交付税をそれぞれ449億172万円減額することとされた。

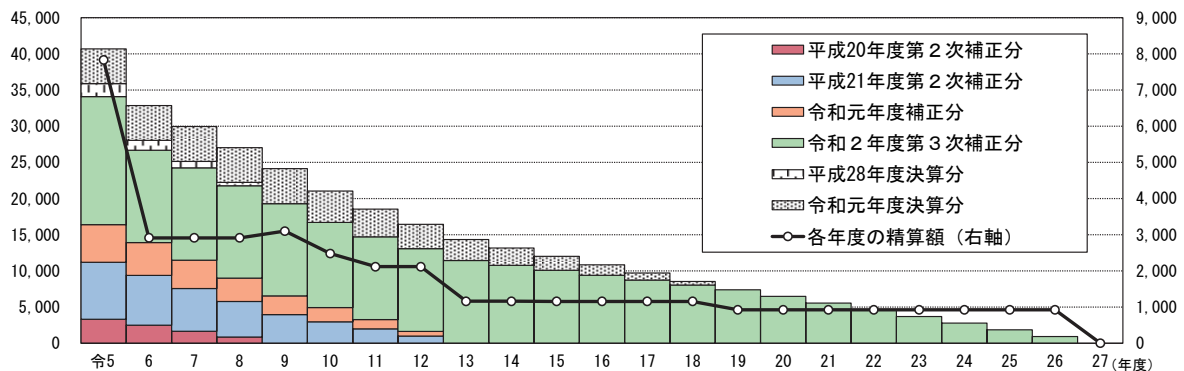
イ 令和元年度国税決算精算繰延べに係る後年度減額

令和元年度の国税決算における国税5税の法定率分が減少したことに伴う精算額4,811億878万2千円については、令和3年度当初予算関連の地方交付税法改正（令和3年法律第8号）により、令和9年度から令和17年度までの9年間の各年度において、地方交付税をそれぞれ481億1,087万8千円、令和18年度において481億1,088万円減額することとされた。

（4）後年度要精算額のまとめ

図表6は、先の（2）（3）で整理した国税減額補正精算及び国税決算精算繰延べに係る後年度減額について、それぞれの年度以降における地方交付税の要精算額をまとめたグラフである。積み上げの棒グラフは、各年度時点における要精算額の総額とその内訳、折れ線グラフは精算のために各年度において地方交付税から減額される額を示している。

図表6 地方交付税の後年度精算額の推移（単位：億円）



（出所）各年度の総務・財務両大臣覚書及び地方交付税法の条文より作成

また、令和5年度以降の国税減額補正精算及び国税決算精算繰延べに係る後年度減額を一覧表にしたものが、図表7である。令和5年度から令和26年度の間合計で、地方交付税が4兆672億481万8千円減額されることとなっており、令和5年度は前倒し精算分を含め、7,831億7,880万2千円が減額される。

図表7 地方交付税の後年度精算一覧（単位：億円）

年度	国税5税の減額補正に伴う後年度精算				
	平成20年度 第2次補正分 (A)	平成21年度 第2次補正分 (B)	令和元年度 補正分 (C)	令和2年度 第3次補正分 (D)	小計 (A)～(D)の計
	▲ 3,309.46000	▲ 7,870.60000	▲ 5,196.64656	▲ 17,688.18500	▲ 34,064.89156
令5	▲ 827.36500	▲ 983.82500	▲ 649.58082	▲ 4,922.00000	▲ 7,382.77082
6	▲ 827.36500	▲ 983.82500	▲ 649.58082		▲ 2,460.77082
7	▲ 827.36500	▲ 983.82500	▲ 649.58082		▲ 2,460.77082
8	▲ 827.36500	▲ 983.82500	▲ 649.58082		▲ 2,460.77082
9		▲ 983.82500	▲ 649.58082	▲ 982.67694	▲ 2,616.08276
10		▲ 983.82500	▲ 649.58082	▲ 362.48540	▲ 1,995.89122
11		▲ 983.82500	▲ 649.58082		▲ 1,633.40582
12		▲ 983.82500	▲ 649.58082		▲ 1,633.40582
13				▲ 675.89123	▲ 675.89123
14				▲ 675.89123	▲ 675.89123
15				▲ 672.89123	▲ 672.89123
16				▲ 672.89123	▲ 672.89123
17				▲ 672.89123	▲ 672.89123
18				▲ 672.89123	▲ 672.89123
19				▲ 922.20941	▲ 922.20941
20				▲ 922.20941	▲ 922.20941
21				▲ 922.20941	▲ 922.20941
22				▲ 922.20941	▲ 922.20941
23				▲ 922.20941	▲ 922.20941
24				▲ 922.20941	▲ 922.20941
25				▲ 922.20941	▲ 922.20941
26				▲ 922.20941	▲ 922.20941

年度	国税決算精算繰延べに伴う後年度減額			合計
	平成28年度 国税決算の減 (E)	令和元年度 国税決算の減 (F)	小計 (E)、(F)の計 (E)、(F)の計	(A)～(F)の計
	▲ 1,796.06880	▲ 4,811.08782	▲ 6,607.15662	▲ 40,672.04818
令5	▲ 449.01720		▲ 449.01720	▲ 7,831.78802
6	▲ 449.01720		▲ 449.01720	▲ 2,909.78802
7	▲ 449.01720		▲ 449.01720	▲ 2,909.78802
8	▲ 449.01720		▲ 449.01720	▲ 2,909.78802
9		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 3,097.19154
10		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 2,477.00000
11		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 2,114.51460
12		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 2,114.51460
13		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 1,157.00001
14		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 1,157.00001
15		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 1,154.00001
16		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 1,154.00001
17		▲ 481.10878	▲ 481.10878	▲ 1,154.00001
18		▲ 481.10880	▲ 481.10880	▲ 1,154.00003
19				▲ 922.20941
20				▲ 922.20941
21				▲ 922.20941
22				▲ 922.20941
23				▲ 922.20941
24				▲ 922.20941
25				▲ 922.20941
26				▲ 922.20941

(出所) 各年度の総務・財務両大臣覚書及び地方交付税法の条文より作成

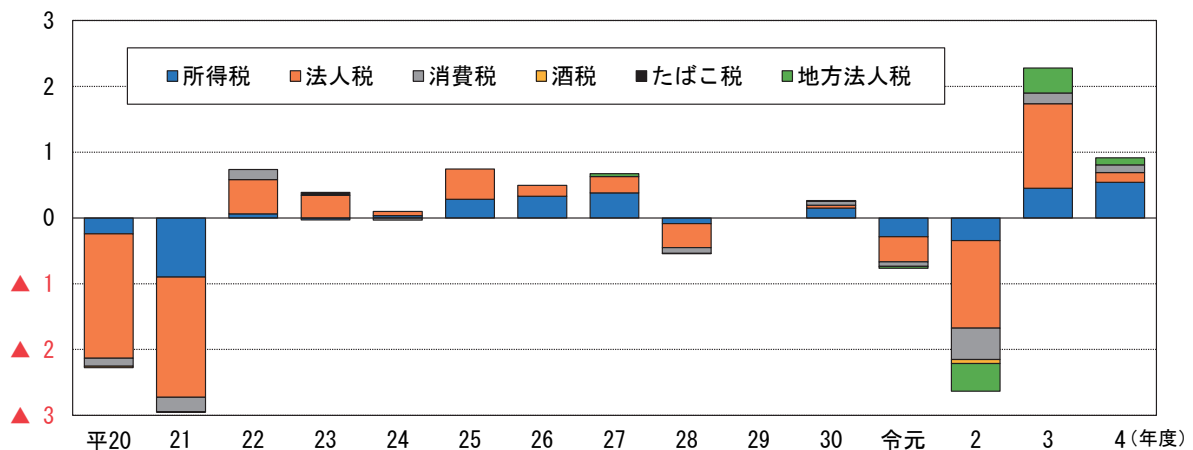
4. 地方交付税の後年度精算をめぐる主な論点

(1) 国税5税の税収見積りの正確性向上

先述のとおり、後年度精算が生じる要因は、国の補正予算における国税5税の法定率分の減少に伴う地方交付税の減少とその補填に係る地方負担分の精算等にある。

地方の安定的な財政運営上、政府の当初見積りどおりに税収を得られることが望ましい。しかし、実際は当初予算編成時に見込み難い様々な経済上の諸要因で、実際の税収は結果的に増減し、政府も「できるだけ適切に見積もるよう努力する必要があるものの、経済には不確実性が伴い、国税収入額の見積りから増減が生じることはやむを得ない面もある」旨を説明している²⁰。図表8で示すように、平成20年度以降においては、平成29年度を除く全ての年度において、補正予算により当該年度の税収見積りが変更され、地方交付税の法定率分に増減が生じている。

図表8 各年度の補正予算における地方交付税の法定率分の増減（単位：兆円）



(注) 平成26年度において地方法人税が地方交付税の対象税目として追加される一方、平成27年度にたばこ税が対象税目から除外された。

(出所) 財務省「租税及び印紙収入予算の説明」及び「租税及び印紙収入補正予算の説明」(各年度)より作成

各税目の中でも、法人税収は景気の変動に左右されやすく、地方交付税の増減に大きな影響を与えている。特に、リーマン・ショックや新型コロナウイルス感染症といった大きな外的ショックがあった年度は、法人税収を中心に大幅な過大見積りとなり、その結果として長期間にわたる後年度精算を強いられている。

税収の見積りについて財務省は、見積り時点で入手できるデータを最大限用いながら、その時々々の経済状況等を踏まえて行っているとしており、具体的には「直近の課税実績に加え、上場企業などへの個別のヒアリングを通じた収納見込みの把握、法人ごとのデータを用いた繰越欠損金の影響の把握、民間の調査機関等からの情報収集などを活用することで、税収見積りの精度向上にできる限り努めている」旨を説明している²¹。

²⁰ 第207回国会衆議院総務委員会議録第1号13頁（令3.12.15）

²¹ 第210回国会衆議院総務委員会議録第6号12頁（令4.11.28）

税収の見積り等に関連し、参議院総務委員会では令和5年3月28日の決議において、以下のとおり政府に努力を求めている（図表9）。本決議も踏まえ、まずは税収見積りの精度を向上させ、新たな後年度精算分を極力発生させないことが求められる。

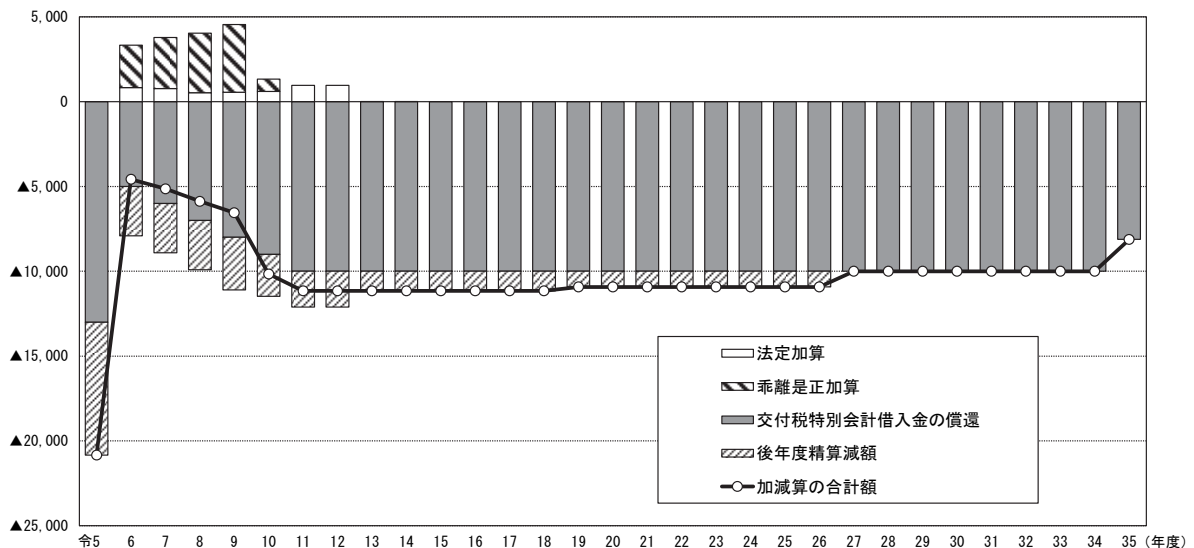
図表9 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議（令和5年3月28日、一部抜粋）

6. 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。

（2）後年度精算を含めた後年度における地方交付税の加減算の全体像

これまで整理してきた地方交付税の後年度精算を含めた、地方交付税の後年度における加減算の全体像は図表10のとおりである。法定加算²²や乖離是正加算²³等の加算がある一方、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金の償還²⁴に係る減額分が最も大きく、次いで地方交付税の後年度精算による減額がある。

図表10 各年度の地方交付税に加減算される額（令和5年度～令和35年度、単位：億円）



（注）平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額の補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。

（出所）地方交付税法の条文及び総務・財務両大臣覚書（令和4年12月21日）等により作成

²² 地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算をいう。

²³ 平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものをいう。

²⁴ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものをいう。

特に令和10年度から令和26年度においては、加算額がなくなっていく一方で、交付税特別会計借入金の償還と地方交付税の後年度精算により、各年度において1兆円を超える地方交付税の減額が予定されている。今後、各年度の地方財政対策で地方の財源不足が大きくなった場合、過去の例に倣えば交付税特別会計借入金の償還繰延べや後年度精算の先送りなどによる財源不足の補填が考えられるが、どのような形で地方財政対策が策定されるか、注視する必要がある。

逆に令和5年度においては、地方税収や地方交付税の法定率分の増加を背景に、交付税特別会計借入金の償還前倒しや令和2年度第3次補正予算分に係る国税減額補正精算の前倒し等が行われており、このような地方財政の健全化に係る取組は地方六団体²⁵からも評価されている²⁶。今後も地方税収や地方交付税の法定率分が増加した際に、同様に地方財政の健全化に向けた取組が積極的に行われるかどうかにも注目される。

(3) 早期の精算を妨げる巨額の地方の財源不足

近年の地方財政は、巨額の財源不足が恒常的に発生しており、建設地方債の増発や国の一般会計からの加算、臨時財政対策債の発行等の地方財政対策を講じることにより、地方の財源不足分を埋め合わせることが常態化している。こうした中で、単年度当たりの精算額を大きくすると、毎年度の地方の財源確保に困難が生じるため、単年度当たりの精算額を抑制し、長期間に分割して精算する傾向にある。例えば、令和2年度第3次補正予算関連の地方交付税法改正に関しては、「将来の地方交付税総額への影響をできる限り緩和する観点から、…各年度の精算額が1千億円を上回らないよう、18年間で分割精算とする」旨の答弁があるように²⁷、各年度の地方交付税総額確保への配慮が見受けられる。

また、国税決算の減額精算については、先述のように翌々年度の地方財政対策において対応を決定することが通例とされているが、具体的に見ると、各年度における地方の財源不足を補填するため、地方財政対策において精算を更に後年度に繰り延べる対応が多くなされている。直近5例では平成27年度決算分を除き、後年度への精算繰延べが行われている(図表11)。

図表11 国税決算における法定率分減少への対応(直近5例)

決算年度	地方財政対策の年度	精算方法
平成19年度	平成21年度	平成23年度～平成27年度の5年間に精算繰延べ
平成20年度	平成22年度	平成24年度～平成27年度の4年間に精算繰延べ
平成27年度	平成29年度	平成29年度中に精算
平成28年度	平成30年度	令和4年度～令和8年度の5年間に精算繰延べ
令和元年度	令和3年度	令和9年度～令和18年度の10年間に精算繰延べ

(出所) 各年度の総務・財務両大臣覚書等より作成

²⁵ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議員会、全国市議会議員会及び全国町村議会議員会の六つの団体の総称であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

²⁶ 地方六団体「令和5年度地方財政対策についての共同声明」(令和4年12月23日) <https://www.mayors.or.jp/p_opinion/documents/221223kyoudouseimei.pdf> (令5.4.7最終アクセス)

²⁷ 第204回国会参議院総務委員会会議録第2号3頁(令3.1.28)

このように、恒常的な地方の巨額の財源不足による地方交付税総額の確保への配慮から、精算を長期間にわたって後年度に繰り延べる処理を強いられていることが、早期の精算が進まない一因と言える。後年度精算等を安定的に進めることも含め、中長期的な地方交付税総額の安定的な確保の観点からは、地方交付税の法定率の引上げが従前より重要な課題となっている。総務省は毎年度の概算要求で、法定率の引上げに係る事項要求を行っているが、平成27年度²⁸を除き、地方財政の財源不足に対処するための法定率引上げは、昭和41年度を最後に行われていない。国の財政の厳しい現状を踏まえつつも、持続可能な地方行財政基盤の確立に向け、地方交付税の法定率の引上げなど抜本的な対応を含めた議論が求められよう。

5. おわりに

地方交付税の後年度精算は、地方交付税法の附則においてその額が明記されているものの、必ずしも個々の地方団体が直接的に意識するものではなく、注目されにくい地方財政上の対応と言える。本稿で整理してきた経緯により、令和5年度以降における地方交付税の要精算額は4.1兆円となっており、臨時財政対策債(令和4年度末残高見込み:52.0兆円)、交付税特別会計借入金(令和4年度末残高見込み:29.6兆円)と比較すれば規模は小さい。しかし、毎年度の地方交付税から精算のために長期間にわたって数千億円規模で減額されることから、決して無視できる存在ではないと言える。

中長期的な地方交付税の安定的な総額確保の観点からは、地方の一般財源総額²⁹の確保・充実を前提に、臨時財政対策債や交付税特別会計借入金の縮減との均衡を踏まえつつ、可能な範囲で早期の精算が望まれる。令和5年度当初予算関連の地方交付税法改正においては、初めて国税減額補正に伴う精算の前倒しが行われたが、こうした対応も含め、今後どのように地方交付税の後年度精算に対応していくか、毎年度の地方財政対策において注目する必要があるだろう。

(のうち しゅうた)

²⁸ 法定率分の増は900億円程度(平成27年度当初ベース)とされており、折半ルールによる補填も行われた。

²⁹ 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもの。